

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年五月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年五月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東松山越生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>八番一地先まで</p> <p>東松山市箭弓町一丁目五二五</p>	<p>東松山市箭弓町三丁目五六七</p> <p>八番一〇地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>九・三〇〇一八・二九</p>	<p>八・一一〇九・三〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一六・九三</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>